2012(H24)年度 司法書士本試験 正解一覧表(午前の部)

科目	124 <i>)</i> 年, 問題	正解	平武號 正胜一見衣(十削の部) デーマ
憲	1	2	財産権
法	2	3	立法権と行政権の関係
	3	3	条例と罰則
	4	4	意思表示
	5	2	条件、期限
	6	1	消滅時効
	7	5	不動産の物権変動
	8	5	物権的請求権
	9	2	共有
	10	3	地上権または地役権
	11	4	先取特権
	12	5	質権
民	13	4	抵当権
法	14	4	共同抵当の実行
	15	3	譲渡担保
	16	1	相殺
	17	3	売買
	18	2	使用貸借
	19	5	事務管理
	20	2	養子縁組
	21	1	父子関係についての訴え
	22	3	財産分与
	23	1	相続分
刑	24	3	実行の着手
\ <del>/</del> +	25	1	被害者の承諾
法	26	5	放火罪
商法	27	4	株式会社の設立
	28	2	取得条項付株式の取得
	29	1	募集新株予約権の発行
	30	1	取締役会設置会社における利益相反取引
	31	4	会計参与
	32	2	事業譲渡
	33	4	合同会社
	34	2	吸収合併
	35	5	商業使用人 ついては、木試験直後の特報収集により発表するよのです。

<sup>※</sup>本正解一覧表については、本試験直後の情報収集により発表するものです。 したがって、今後の情報によっては、正解に変更がありうることを予めご了承下さい。

2012(H24)年度 司法書士本試験 正解一覧表(午後の部択一式)

		度 司法書	士本試験 正解一覧表(午後の部択一式)
科目	問題	正解	テーマ
民訴・民執・民保法	1	4	訴訟代理
	2	5	一部請求
	3	3	弁論準備手続
	4	2	証人尋問及び当事者尋問
	5	3	判決
	6	3	占有移転禁止の仮処分
	7	4	扶養義務等に関する定期金債権の執行
書供 士託 法·	8	4	裁判書類作成業務
	9	2	払渡請求
	10	3	弁済供託 (受領拒否)
	11	5	執行供託
	12	5	権利能力なき社団名義の登記
	13	3	持分の記録
	14	3	電子申請
	15	2	代位による登記
	16	1	登記識別情報の提供
	17	5	登記名義人の住所または氏名の変更の登記
不動	18	3	更正の登記
産	19	3	区分建物の登記
登	20	1	根抵当権の登記
記法	21	5	登記原因及びその日付
	22	4	仮登記
	23	2	農地法の許可
	24	1	付記登記
	25	4	登記が完了した旨の通知
	26	4	審査請求
	27	4	登録免許税
商業登記法	28	1	株式会社の設立の登記
	29	4	新株予約権に関する登記
	30	4	株式会社の役員等の登記
	31	2	清算株式会社がする登記
	32	3	株式交換の登記
	33	2	株式会社の登記の更正
	34	5	合資会社の登記
	35	3	一般財団法人の登記
-	×+.⊤	- t	については、大津殿古然の棲却加焦により改ませてものです。

※本正解一覧表については、本試験直後の情報収集により発表するものです。 したがって、今後の情報によっては、正解に変更がありうることを予めご了承下さい。

#### 1 欄

被相続人の遺言がある限り、相続人の民事太郎が甲土地を確定的に相続しており、 その後、相続人間で遺産分割協議をしてもその効力が生じないから。

また、民事次郎が遺留分減殺請求をしており、実体的には民事太郎と民事次郎の 共有であることからして 5 月 1 0 日の協議を遺産分割協議ではなく、共有物分割の 協議とも考えることができるので、これに基づく登記申請をすることは可能である から。(180文字)

判例は、特定の遺産を特定の相続人に相続させる旨の遺言は、原則として遺産 分割方法の指定と解する旨判示している。そして、この相続させる遺言に対して 遺留分減殺請求がされた場合において、当該遺産が受遺者と遺留分権利者との共 有なったときでも、当該遺産は遺産としての性質を喪失し、いわゆる物権共有と なるから。(148文字)

#### 2欄

1件目

目的 2番所有権登記名義人住所変更

原因 平成15年10月1日住所移転

申請人 申請人 民事 太郎

登録免許税 金1,000円

2件目

目的 所有権一部移転

原因 平成15年2月7日遺留分減殺

申請人 権利者 亡民事 A 子遺留分権利者 持分 4 分の 1 民事 次郎

義務者 民事 太郎

登録免許税 金1,000円

### 3 欄

目的 民事太郎持分全部移転

原因 平成24年6月27日共有物分割

申請人 権利者 持分4分の3 民事次郎

義務者 民事太郎

添付情報 登記識別情報 (要)不要)

登記済証 (民事太郎の甲土地甲区2番の登記済証)

印鑑証明書 ((要)• 不要)

(民事太郎の印鑑証明書)

代理権限証明情報 (要・不要) (民事太郎及び民事次郎の委任状)

その他

住所証明情報 (民事次郎の住民票)

第三者の許可を証する情報 (農地法の許可証)

登録免許税 金6,000円

4欄

(X) 20 (Y) 供託

5 欄

目的 所有権移転

原因 平成24年5月12日共有物分割による交換

申請人 権利者 民事太郎

義務者 民事次郎

登録免許税 金7, 300円

6 欄

目的 1番抵当権抹消

原因 平成24年6月28日弁済

申請人 権利者(申請人) 民事太郎

義務者 司法三郎

登録免許税 金1,000円

添付情報 登記識別情報 (要・不要)

印鑑証明書(要·不要)

代理権限証明情報 (要) 不要)

(民事太郎の委任状)

その他

登記原因証明情報(別紙3、供託書正本)

所在が知れないことを証する情報(別紙7、8)

## 問1欄

## 登記の事由

平成24年5月26日商号変更による設立

#### 登記すべき事項

発行済株式の総数 60株

発行可能株式総数 240株

役員に関する書類

取締役 A、取締役 B、取締役 C、監査役 D

東京都千代田区さくら町1番地

代表取締役 A

資本金の額 金300万円

取締役会設置会社に関する事項

取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項

監査役設置会社

会社成立の年月日 平成10年10月1日

登記記録に関する事項

平成24年6月1日有限会社甲山商事を商号変更し、移行したことにより設立

## 添付書類

定款 1通

株主総会議事録 1通

印鑑証明書 3通

取締役の就任承諾書 3通

監査役の就任承諾書 1通

代表取締役の就任承諾書 1通

委任状 1通

登録免許税

金3万円

#### 問2欄

登記の事由

吸収合併による変更

取締役、代表取締役及び監査役の変更

登記すべき事項

平成24年7月1日東京都千代田区乙山町1番地有限会社乙山商事を合併

同日次のとおり変更

発行済株式の総数 133株

資本金の額 金600万円

平成24年6月30日取締役A辞任

平成24年6月30日代表取締役A資格喪失退任

平成24年7月1日監査役D辞任

平成24年7月1日取締役D、監査役E、同F就任

同日次の者就任

東京都千代田区さくら町4番地

代表取締役 D

#### 添付書類

吸収合併契約書 1通

株主総会議事録 2通

公告したことを証する書面 2通

催告したことを証する書面 2通

異議を述べた債権者はいない。

辞任届 1通

辞任を証する書面 1通

取締役の就任承諾書 1通

監査役の就任承諾書 2通

代表取締役の就任承諾書 1通

印鑑証明書 5 通

資本金の額が会社法第445条第5項の規定にしたがって計上されたことを証する書面

1通

登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書 1通

委任状 1通

登録免許税

金4万円

# 問3欄

発行可能株式総数を500株とする定款の変更 有限会社の特別決議の決議要件を満たしていないため。